

事業所承認規則

事業所承認規則

2016年 第2回 一部改正

2016年 12月 27日 規則 第73号

2016年 7月 27日 技術委員会 審議

2016年 9月 20日 理事会 承認

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

2 章 板厚計測事業所

2.3 技術者及び監督者

2.3.1 を次のように改める。

2.3.1 資格等

- 1. 板厚計測を実施する技術者及び監督者は、少なくとも **2.2.2(1)**から**(4)**の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。
- 2. 板厚計測を実施する技術者は、日本非破壊検査協会 UT レベル1 種以上又はこれと同等 (EN 473 又は ISO 9712 における level I 等 (改正を含む)) 以上の資格を有していなければならない。
- 3. 監督者は、日本非破壊検査協会 UT レベル2 又はこれと同等 (EN 473 又は ISO 9712 における level II 等 (改正を含む)) 以上の資格を有していなければならない。
- ~~-3. 原則として、次に該当する技術者及び監督者が配属されていなければならない。~~
 - ~~(1) 10年以上の実務経験を有する者1名以上~~
 - ~~(2) 5年以上の実務経験を有する者3名以上~~
 - ~~(3) 日本非破壊検査協会 UT2 種以上又はこれと同等の資格を有する者1名以上~~
- ~~-4. 板厚計測を実施する技術者及び監督者は、日本非破壊検査協会 UT1 種以上又はこれと同等の資格 (EN 473 又は ISO 9712 における level II 等) (改正を含む) を有していなければならない。~~

3章 水中検査事業所

3.3 潜水士及び監督者

3.3.1 資格等

-3.を次のように改める。

- 1. 水中検査を実施する潜水士及び監督者は、少なくとも **3.2.2-1.(1)**から**(8)**の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。
- 2. 水中検査を実施する潜水士は、潜水助手として1年以上の経験を有し、その間に10以上の船舶の水中検査の実施経験を有していなければならない。
- 3. 原則として、次に該当する潜水士及び監督者は、2年以上の実務経験を有していなければならない。が配属されていなければならない。
 - ~~(1) 2年以上の実務経験を有する者1名以上~~
 - ~~(2) 1年以上の実務経験を有する者3名以上~~
- 4. **-1.**から**-3.**にかかわらず、洋上風力発電船のみの水中検査を行う事業所の資格等にあつては、本会の適当と認めるところによる。

附 則

1. この規則は、2016年12月27日から施行する。